

一部の免許試験の

受験資格が不要となります

(また、免許申請の際に免許を受ける資格が必要となります)

- 1 労働安全衛生法関係法令の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から、次表の免許試験の受験資格が不要となります。

二級ボイラー技士	ガス溶接作業主任者
ボイラー整備士	林業架線作業主任者
発破技士	高圧室内作業主任者

(注) 試験日が平成 24 年 4 月 1 日以降の試験であれば、受験申請が 4 月 1 日より前であっても受験資格が不要となります。

- 2 また、上表の免許試験に合格後、免許申請する際は、実務経験等の免許を受ける資格（法令改正前の受験資格と同じもの）を証する書面の添付が必要となります。

(注 1) 試験日が平成 24 年 4 月 1 日より前の試験に合格した場合は、この書面の添付は不要です。

(注 2) 免許申請の手続きの詳細なことは、都道府県労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせされるか、厚生労働省のホームページ（※当協会のホームページ [http://www.exam.or.jp/] の [合格後の手続き] からリンクしています。）をご覧ください。

(財)安全衛生技術試験協会